

交通事故傷害保険 普通保険約款

< 目次 >

- 第 1 条（用語の定義）
- 第 2 条（保険金を支払う場合）
- 第 3 条（保険金を支払わない場合 - その 1）
- 第 4 条（保険金を支払わない場合 - その 2）
- 第 5 条（交通乗用具の範囲）
- 第 6 条（傷害死亡保険金の支払）
- 第 7 条（特定重度障害保険金の支払）
- 第 8 条（死亡の推定）
- 第 9 条（他の身体の障害または疾病の影響）
- 第 10 条（重複契約の禁止）
- 第 11 条（保険責任の始期および終期）
- 第 12 条（告知義務）
- 第 13 条（保険契約者の住所変更）
- 第 14 条（保険契約の無効）
- 第 15 条（保険契約の失効）
- 第 16 条（保険契約の取消し）
- 第 17 条（保険契約者による保険契約の解約）
- 第 18 条（重大事由による解除）
- 第 19 条（被保険者による保険契約の解除請求）
- 第 20 条（保険契約の解除または解約の効力）
- 第 21 条（保険料の払込み）
- 第 22 条（保険料の返還または請求 - 告知義務等の場合）
- 第 23 条（保険料の返還 - 無効または失効の場合）
- 第 24 条（保険料の返還 - 取消しの場合）
- 第 25 条（保険料の返還 - 解除または解約の場合）
- 第 26 条（保険料の増額または保険金の削減）
- 第 27 条（保険契約の継続）
- 第 28 条（事故の通知）
- 第 29 条（保険金の請求）
- 第 30 条（保険金の支払時期）
- 第 31 条（弊社が指定する医師が作成した診断書等の要求）
- 第 32 条（時効）
- 第 33 条（代位）
- 第 34 条（傷害死亡保険金受取人の変更）
- 第 35 条（保険契約者の変更）
- 第 36 条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

第 37 条（破産）
 第 38 条（訴訟の提起）
 第 39 条（準拠法）
 別表 1
 別表 2
 別表 3

第 1 条（用語の定義）
 この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| この約款 | 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。 |
| 普通約款 | |
| 弊社 | この保険契約の引受保険業者をいいます。 |
| 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| 運行中 | 交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。 |
| 危険 | 傷害の発生の可能性をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行（*1）、訓練（*2）または試運転（*3）をいいます。 （*1）いずれもそのための練習を含みます。 （*2）自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 （*3）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 |
| 傷害死亡 | 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡をいいます。 |
| 重度障害 | 傷害を受けたことまたは疾病にかかったことを原因とする人の状態、出産およびこれを原因とする人の状態、老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態、および骨髄の提供およびこれを原因とする人の状態のうち、人の重度の障害の状態として、別表 1 で定めるものをいいます。 |
| 特定重度障害 | 重度障害（*1）のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態をいいます。 （*1）傷害を受けたことまたは疾病にかかったことを原因とする人の状態、出産およびこれを原因とする人の状態、老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態、および骨髄の提供およびこれを原因とする人の状態のうち、人の重度の障害の状態として、別表 1 で定めるものをいいます。 |
| 工作用自動車 | 構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。 |
| 交通乗用具 | 第 5 条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。 |

| | |
|---------|---|
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって弊社が告知を求めたものをいいます。(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 手術 | 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 治療 | 医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 |
| 通院 | 治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。 |
| 通院保険金日額 | 保険証券等記載の通院保険金日額をいいます。 |
| 入院 | 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 入院保険金日額 | 保険証券等記載の入院保険金日額をいいます。 |
| 被保険者 | 保険証券等記載の被保険者をいいます。 |
| 保険期間 | 弊社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険始期日(保険期間の初日)に始まり、保険証券等記載の保険終期日(保険期間の最終日)に終わります。 |
| 保険金 | 傷害死亡保険金、特定重度障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券等記載の保険金額をいいます。 |
| 保険証券 | 保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成し、郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。 |
| 継続証 | 保険契約を継続した際に、新たに保険証券を発行しないで、保険証券に代わるものとして、弊社が作成し、郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。 |
| 保険証券等 | 保険証券および継続証をいいます。 |

第2条(保険金を支払う場合)

1 弊社は、被保険者が日本国内または国外において、その身体に被った下表に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。

| | |
|--|---|
| | 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故によって被った傷害。 |
| | 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(*2)に搭乗している被保険者(*3)または乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被 |

| | |
|--|--|
| | った傷害。 |
| | 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害。 ア.建造物もしくは工作物等の倒壊または建造物もしくは工作物等からのものの落下。 イ.崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下。 ウ.火災または破裂もしくは爆発。 エ.作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突もしくは接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災もしくは爆発等。 |
| | 被保険者が、建物または交通乗用具（*1）の火災によって被った傷害。 |
| <p>2 第1項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*6）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p> <p>（*1）交通乗用具に積載されているものを含みます。 （*2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。 （*3）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。 （*4）入場客を含みます。 （*5）改札口の内側をいいます。 （*6）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p> | |
| <p>第3条（保険金を支払わない場合-その1）</p> <p>1 弊社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。</p> | |
| | 保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失。 |
| | 保険金を受け取るべき者（*2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 |
| | 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。 |
| | 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。 ア.法令に定められた運転資格（*3）を持たないで自動車等を運転している間。 イ.酒に酔った状態（*4）で自動車等を運転している間。 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間。 |
| | 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。 |
| | 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。 |
| | 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。 |
| | 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。（*5） |
| | 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 |
| | 核燃料物質（*6）もしくは核燃料物質（*6）によって汚染された物（*7）の |

| | |
|---|---|
| | 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。 |
| | から までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。 |
| | 以外の放射線照射または放射能汚染。 |
| <p>2 弊社は、被保険者が頸部症候群（*8）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。</p> <p>（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（*2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（*3）運転する地における法令によるものをいいます。</p> <p>（*4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。</p> <p>（*5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>（*6）使用済燃料を含みます。</p> <p>（*7）原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>（*8）いわゆる「むちうち症」をいいます。</p> | |
| <p>第4条（保険金を支払わない場合—その2）</p> <p>1 弊社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。</p> | |
| | <p>被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間。</p> <p>ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。</p> <p>イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間。</p> |
| | 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間。 |
| | 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（*1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職 |

| | |
|--|---|
| | 務上搭乗している間。 |
| | 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間。 ア.グライダー。 イ.飛行船。 ウ.超軽量動力機。 エ.ジャイロプレーン。 |

2 弊社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

| | |
|--|---|
| | 交通乗用具への荷物等（*2）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等（*2）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（*2）の整理作業。 |
| | 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業。 |

（*1）定期便であると不定期便であるとは問いません。

（*2）荷物、貨物等をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

| 分類 | 交通乗用具 |
|--------------------|---|
| 軌道上を走行する陸上の乗用具（*1） | <p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト。</p> <p>（*1）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバールフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> |
| 軌道を有しない陸上の乗用具（*1） | <p>自動車（*2）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車。（*3）</p> <p>（*1）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（*4）等は除きます。</p> <p>（*2）スノーモービルを含みます。</p> <p>（*3）原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。</p> <p>（*4）原動機を用いるものを含みます。</p> |
| 空の乗用具（*1） | <p>航空機。（*2）</p> <p>（*1）ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p> <p>（*2）飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（*3）、ジャイロプレーンをいいます。</p> <p>（*3）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。</p> |
| 水上の乗用具（*1） | <p>船舶。（*2）</p> <p>（*1）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | 等は除きます。 (* 2) ヨット、モーターボート (* 3) およびボートを含みます。 (* 3) 水上オートバイを含みます。 |
| その他の乗用具 (* 1) | エレベーター、エスカレーター、動く歩道。 (* 1) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。 |

第 6 条 (傷害死亡保険金の支払)

1 弊社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に死亡した場合は、保険金額の全額 (* 1) を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。

2 第 34 条 (傷害死亡保険金受取人の変更) 第 1 項または第 2 項の規定により、被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が 2 名以上であるときは、弊社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

3 第 34 条 (傷害死亡保険金受取人の変更) 第 8 項の傷害死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、弊社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

(* 1) 既に支払った特定重度障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第 7 条 (特定重度障害保険金の支払)

弊社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に別表 1 に掲げる特定重度障害状態になったときは、特定重度障害保険金を、被保険者に支払います (* 1)。この場合、既に身体に障害のあった被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として新たな障害状態が加わったことにより別表 1 に掲げる特定重度障害状態になったときを含みます。

(* 1) 1 保険期間中 1 回を限度とします。

第 8 条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第 9 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

1 被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合は、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受

け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、第1項と同様の方法で支払います。

第10条（重複契約の禁止）

この保険契約の被保険者は、重複して弊社の他の交通事故傷害保険契約の被保険者となることはできません。

第11条（保険責任の始期および終期）

- 1 弊社の保険責任は、保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。
- 2 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 3 第1項の保険始期日は、保険契約申込書に記載された保険始期予定日と保険料払込日のいずれか遅いほうの日とし、第1項の保険終期日は、保険始期日の1年後の同一の日付の前日とします。
- 4 弊社は、保険始期日より前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

- 1 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2 弊社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 第2項の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

| | |
|--|--|
| | 第2項に規定する事実がなくなった場合。 |
| | 弊社が保険契約締結の際、第2項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。（*1） |
| | 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、弊社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。 |
| | 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。 |

- 4 第2項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

- 5 第4項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（*1）弊社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含み

| | |
|--|--|
| <p>ます。</p> | |
| <p>第 13 条（保険契約者の住所変更）</p> <p>保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を弊社に通知しなければなりません。</p> | |
| <p>第 14 条（保険契約の無効）</p> <p>下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。</p> | |
| | <p>保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合。</p> |
| | <p>保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について傷害死亡保険金受取人を定める場合（*1）に、その被保険者の同意を得なかったとき。</p> |
| | <p>既に被保険者を同じくする弊社の他の交通事故傷害保険契約があるとき。この場合には、保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。</p> |
| <p>（*1）被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人にする場合を除きます。</p> | |
| <p>第 15 条（保険契約の失効）</p> <p>保険契約締結の後、下表のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。</p> | |
| | <p>被保険者が死亡した場合。</p> |
| | <p>特定重度障害保険金を被保険者に支払った場合。</p> |
| <p>第 16 条（保険契約の取消し）</p> <p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。</p> | |
| <p>第 17 条（保険契約者による保険契約の解約）</p> <p>保険契約者は、弊社に対する書面による通知または電磁的方法をもって、この保険契約を解約することができます。</p> | |
| <p>第 18 条（重大事由による解除）</p> <p>1 弊社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> | |
| | <p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。</p> |
| | <p>被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。</p> |
| | <p>他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。</p> |
| | <p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当するとき。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>ア.反社会的勢力（注）に該当すると認められること。</p> <p>イ.反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</p> <p>ウ.反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。</p> <p>エ. 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人の場合、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>オ.その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p> |
| | <p>から までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 から までの事由がある場合と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。</p> |
| <p>2 第1項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、第1項の表の から までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、弊社は、保険金（注）を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。</p> <p>（注）第1項 のみに該当した場合で、第1項 アからオまでに該当したのが保険金の受取人のみで、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。</p> | |
| <p>第19条（被保険者による保険契約の解除請求）</p> | |
| <p>1 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解除することを求めることができます。</p> | |
| | <p>この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合。</p> |
| | <p>保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第18条（重大事由による解除）第1項の表の または に該当する行為のいずれかがあった場合。</p> |
| | <p>第18条（重大事由による解除）第1項の表の に規定する事由が生じた場合。</p> |
| | <p>および のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、 および の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。</p> |
| | <p>保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合。</p> |
| <p>2 保険契約者は、第1項の表の から までの事由がある場合において被保険者から第1項に規定する解除請求があったときは、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解除しなければなりません。</p> | |
| <p>3 第1項の表の の事由がある場合は、その被保険者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを</p> | |

証する書類の提出があった場合に限りです。

4 第3項の規定によりこの保険契約が解除された場合は、弊社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

第20条（保険契約の解除または解約の効力）

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の払込み）

1 保険契約者は、保険料を保険始期日までに払い込まなければなりません。

2 弊社は、保険契約者がコンビニエンスストア、銀行または団体へ払込みを行った日に、当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、団体への払込みは、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。

（1）団体が、弊社と保険料団体集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結し、集金契約に基づき保険料の集金ができる団体であること。

（2）保険契約者が、集金契約を締結した団体の所属員であること。所属員とは、団体に所属または団体を構成する社員、職員、組合員、会員等をいい、団体の代表者を含みます。

3 第2項にかかわらず、弊社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）を保険料払込日とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

（1）会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。

（2）弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。

4 第3項の承認がなされる場合において、保険契約者がインターネットの保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。弊社が第3項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、インターネットの保険申込画面または電子メールにより保険契約者に対しその旨を通知します。

5 保険料払込日と保険始期日が同一日の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金を支払いません。

6 弊社は、保険契約者が、保険料を保険始期日までに払わなかったときは、保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第22条（保険料の返還または請求-告知義務等の場合）

1 第12条（告知義務）第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 弊社は、保険契約者が第1項の規定による追加保険料の支払を怠った場合（*1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 26 条（保険料の増額または保険金の削減）

1 弊社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

2 弊社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

3 第 1 項および第 2 項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第 27 条（保険契約の継続）

1 弊社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の 60 日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「継続案内書」といいます。）を郵送または電磁的方法で保険契約者に交付します。

2 第 1 項の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の 30 日前までに、郵送または電磁的方法で弊社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第 12 条（告知義務）の規定を適用します。

3 弊社は、第 1 項の規定により継続案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を継続します（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。

4 弊社は、保険契約を継続した場合には、継続証を保険契約者に交付します。

5 弊社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

6 継続契約に適用する保険料（付帯される特約の保険料を含みます。）は、各継続契約の初日における弊社の保険料の算出方法により計算します。

7 継続契約に適用する普通保険約款、特約条項および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。

8 弊社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。

9 弊社は、第 5 項および第 8 項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第 28 条（事故の通知）

1 被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を弊社に通知しなければなりません。この場合において、弊社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を弊社に書面により通知しなければなりません。

3 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは第2項の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の請求）

1 弊社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

| | |
|--|---|
| | 傷害死亡保険金については、被保険者が死亡した時。 |
| | 特定重度障害保険金については、被保険者に特定重度障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。 |

2 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち弊社が求めるものを提出しなければなりません。

3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

| | |
|--|---|
| | 被保険者と同居または生計を共にする配偶者。（*1） |
| | に規定する者がいない場合または に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族。 |
| | および に規定する者がいない場合または および に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、 以外の配偶者（*1）または 以外の3親等内の親族。 |

4 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

5 弊社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（*1）法律上の配偶者に限ります。

第30条（保険金の支払時期）

1 弊社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

| | |
|--|--|
| | 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実。 |
| | 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払わ |

| | |
|--|--|
| | れない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。 |
| | 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容。 |
| | 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無。 |

2 第1項の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第1項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表に掲げる日数（*2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社が確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

| | |
|--|---|
| | 第1項の表の から までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会。（*3） 180日 |
| | 第1項の表の から までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会。 90日 |
| | 第1項の表の の事項のうち、特定重度障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、特定重度障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会。 120日 |
| | 災害救助法が適用された災害の被災地域における第1項の表の から までの事項の確認のための調査。 60日 |
| | 第1項の表の から までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査。 180日 |

3 第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*4）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

4 第1項または第2項の規定による保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

5 弊社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から弊社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

（*1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第29条（保険金の請求）第2項および第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

（*2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（*3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（*4）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条（弊社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

1 弊社は、第28条（事故の通知）の規定による通知または第29条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し弊社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

2 第1項の規定による診断または死体の検案（*1）のために必要とした費用（*2）は、弊社が負担します。

（*1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（*2）収入の喪失を含みません。

第32条（時効）

保険金請求権は、第29条（保険金の請求）第1項に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条（代位）

弊社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、弊社に移転しません。

第34条（傷害死亡保険金受取人の変更）

1 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。

2 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、傷害死亡保険金受取人を変更することができます。

3 第2項の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を弊社に通知しなければなりません。

4 第3項の規定による通知が弊社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が弊社に到達する前に弊社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、弊社は、保険金を支払いません。

5 保険契約者は、第2項の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

6 第5項の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を弊社に通知しなければ、その変更を弊社に対抗することができません。なお、その通知が弊社に到達する前に弊社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、弊社は、保険金を支払いません。

7 第2項および第5項の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

8 傷害死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（*1）を傷害死亡保険金受取人とします。

9 保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

（*1）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第35条（保険契約者の変更）

1 保険契約締結の後、保険契約者は、弊社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

2 第1項の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を弊社

に申し出て、承認を請求しなければなりません。

3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 36 条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

1 この保険契約について、傷害死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、弊社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。

2 第 1 項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の 1 名に対して行う弊社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第 37 条（破産）

1 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができます。

2 保険契約者が第 1 項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から 3 ヶ月を経過した日に失効します。

第 38 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 39 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1

特定重度障害状態とは、傷害により、次のいずれかに該当する状態になることをいいます。

（ 1 ）労働者災害補償保険法施行規則（昭和 3 0 年 9 月 1 日労働省令第 2 2 号）別表第 1 に定める第 1 級もしくは第 2 級に該当する障害の状態またはこれに相当すると認められる状態。

| 障害等級 | 身体障害 |
|-------|---|
| 第 1 級 | 1 両眼が失明したもの。 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。 6 両上肢の用を全廃したもの。 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。 8 両下肢の用を全廃したもの。 |
| 第 2 級 | 1 一眼が失明し、他眼の視力が 0 . 0 2 以下になったもの。 2 両眼の視力が 0 . 0 2 以下になったもの。 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要す |

| | |
|--|--|
| | <p>るもの。</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。</p> <p>5 両上肢を手関節以上で失ったもの。</p> <p>6 両下肢を足関節以上で失ったもの。</p> |
| <p>(2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項第4号または第5号の状態に該当する状態。</p> | |
| 要介護4 | 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)またはこれに相当すると認められる状態。 |
| 要介護5 | 要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)またはこれに相当すると認められる状態。 |

別表2

| | | |
|-----|--|-----|
| 算式 | <p>返還する保険料 = 保険料 × 既経過月数に対する返戻率</p> <p>既経過月数とは、保険始期日から解除日または解約日、失効日までの既経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。</p> | |
| 返戻率 | 既経過月数 | 返戻率 |
| | 1 | 73% |
| | 2 | 67% |
| | 3 | 60% |
| | 4 | 53% |
| | 5 | 47% |
| | 6 | 40% |
| | 7 | 33% |
| | 8 | 27% |
| | 9 | 20% |
| | 10 | 13% |
| | 11 | 7% |
| 12 | 0% | |

別表3 保険金請求書類

| | | | |
|------|-----------|---------|-----------|
| 提出書類 | 保険金種類 | 傷害死亡保険金 | 特定重度障害保険金 |
| | 1. 保険金請求書 | | |
| | 2. 保険証券等 | | |

| | | |
|--|--|--|
| 3. 弊社の定める傷害状況報告書 | | |
| 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書 | | |
| 5. 死亡診断書または死体検案書 | | |
| 6. 重度障害もしくは傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書 | | |
| 7. 傷害死亡保険金受取人（傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書 | | |
| 8. 被保険者の印鑑証明書 | | |
| 9. 被保険者の戸籍謄本 | | |
| 10. 法定相続人の戸籍謄本（傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合） | | |
| 11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合） | | |
| 12. その他弊社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたもの | | |

注 保険金を請求する場合には、 を付した書類のうち弊社が求めるものを提出しなければなりません。